

第 1 章 計画の考え方

1 計画策定の趣旨

本県では、これまで県民の歯と口腔の健康づくりのため、県の健康増進計画である「いしかわ健康フロンティア戦略」（以下、「フロンティア戦略」という。）において、う蝕（むし歯）や歯周病の予防についての目標を掲げ、歯と口腔の健康づくりに取り組んできました。

こうした中、平成 26 年 6 月に「石川県歯と口腔の健康づくり推進条例」（平成 26 年石川県条例第 58 号）（以下、「推進条例」という。）が制定され、推進条例第 11 条に基づき、平成 28 年 3 月に「いしかわ歯と口腔の健康づくり推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定し、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進してきました。

この「第 2 次いしかわ歯と口腔の健康づくり推進計画」は、これまでの取組を評価し、新たな課題について整理したうえ、県民の歯と口腔の健康づくりをさらに推進するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

本推進計画は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年 8 月 10 日法律第 95 号）第 13 条、及び推進条例第 11 条に基づく歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画です。国が定めた「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（平成 24 年 7 月厚生労働省告示）について勘案するとともに、「フロンティア戦略 2018」及び「第 7 次石川県医療計画」などとの調和を図りながら、歯科口腔保健の推進に関する目標を達成するために、必要な施策の方向性を示しています。

3 計画の期間

計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2023年度（平成35年度）の6年間とします。2023年度（平成35年度）に「フロンティア戦略」及び「石川県医療計画」とあわせ、計画の見直しを行うものとします。

4 他の計画との整合性

○いしかわ健康フロンティア戦略2018との関係

健康増進法に基づく本県の健康増進計画は、フロンティア戦略であり、生活習慣病予防対策の一つとして、「う蝕・歯周疾患の予防」を位置づけ、目標とする施策の方向性を記載しています。

本推進計画は、「フロンティア戦略2018」との整合性を図って策定しています。

○第7次石川県医療計画との関係

医療法に基づく本県の医療計画は、「石川県医療計画」であり、医療計画のなかで歯科医療並びに関連する項目において、本県が目標とする医療提供体制等について記載しています。

本推進計画は、「第7次石川県医療計画」との整合性を図って策定しています。

○その他の計画との関係

第3次石川県がん対策推進計画、第3次いしかわ食育推進計画、石川県長寿社会プラン2018、いしかわ障害者プラン2014等との整合性を図って策定しています。

歯科口腔保健の推進に関する法律

石川県歯と口腔の健康づくり推進条例

いしかわ歯と口腔の健康づくり推進計画

整合性

主な関連計画

いしかわ健康フロンティア戦略

石川県医療計画

石川県がん対策推進計画

いしかわ食育推進計画

石川県長寿社会プラン

いしかわ障害者プラン

